

議員提出第3号議案

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定
により提出する。

令和8年7月21日

大田区議会議長 鈴木隆之様

提出者

高瀬三徳

えびさわ圭介

田島和雄

末安広明

松原元

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例の一部
を改正する条例

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

契約の変更に関する区長の専決処分に係る規定を廃止するため、条例を改正する
必要があるので、この案を提出する。